平成２２年（フ）第４７２号
熊本市良町４丁目11―10、住民票上の住所熊本市新大江３丁目10番12―203号
破産者　小原　　歩
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２０１号
宮崎市生目台東５丁目１番地８
破産者　吉田　　潤（旧姓向畑）
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４１２号
盛岡市本町通２丁目４番８号　コーポさかい101号
破産者　角掛　義文
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８６号
宮城県角田市角田字町田161番地１
破産者　阿部　大介
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４４０号
群馬県富岡市富岡925番地１
破産者　青井　克秋
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１８６号
群馬県高崎市八幡町1079番地19
破産者　小椋　文枝
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４６号
神奈川県平塚市長持464番地の１ソシア湘南401号
破産者　片岡　正司
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４７号
神奈川県平塚市長持464番地の１ソシア湘南401号
破産者　片岡　光江
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３０９号
神奈川県小田原市早川３丁目14番地の16205、開始決定時の住所神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1379番地３
破産者　岩城　公明
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３３号
新潟県新発田市新富町３丁目１番26号　北陸地方建設局新発田宿舎301
破産者　徳橋　和子
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第７６号
新潟県村上市古渡路714番地３
破産者　大滝　清治
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１５７号
静岡県袋井市浅羽1132番地の38
破産者　井口　　守
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
静岡県磐田市福田4500番地８
破産者　中村　紀夫
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
大津市見世２丁目９番25―101号　レオパレスポラリス、前住所大津市富士見台19番１号
破産者　西本　武史
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１９号
京都市山科区音羽初田町29番地36、申立時の住所京都市伏見区醍醐下山口町５番地　一言寺団地Ｃ―323号
破産者　湯谷　三紀（旧姓林）
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
京都府宇治市小倉町南堀池83―20、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市神明宮北70番地の118
破産者　本田　賢子
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５４７号
京都市西京区上桂北ノ口町132番地
破産者　佐々木紀夫
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１００７号
京都市西京区松尾鈴川町28番地11
破産者　染の山口こと山口こと　朴　　鐘治
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４３号
京都府京丹後市峰山町荒山95番地の６
破産者　泉　美津代
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部